

津市職員自主研究活動助成要綱

平成18年1月1日訓第18号

改正 平成20年4月25日訓第35号
平成29年3月23日訓第20号

(趣旨)

第1条 この要綱は、職員の自主研究活動に対する助成に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 助成の対象は、原則として5人以上の職員で構成されたグループ（以下「研究グループ」という。）による地方自治、都市問題、市政運営その他地方行政に関する研究活動とする。

(助成の内容)

第3条 助成の内容は、次のとおりとする。

- (1) 研究活動に必要な次に掲げる経費の全部又は一部
 - ア 図書、資料等の購入費
 - イ 会場借上料
 - ウ 交通費
 - エ その他研究調査に必要な経費
- (2) 研究活動に必要な施設又は資料の提供

(助成の申請)

第4条 助成を受けようとする研究グループの代表者（以下「代表者」という。）は、自主研究助成申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(助成の決定)

第5条 前条の自主研究助成申請書の提出があったときは、市長は、その内容を審査し、助成の可否を決定し、自主研究助成通知書（第2号様式）により、その結果を速やかに代表者に通知するものとする。

(研究活動)

第6条 研究活動期間は、原則として会計年度内とし、勤務時間外に行うものとする。

(報告の義務)

第7条 助成を受けた代表者は、自主研究活動終了後1箇月以内に、自主研究
修了報告書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（返還等）

第8条 市長は、研究グループが次の各号のいずれかに該当するときは、助成
を打ち切るものとする。この場合において、既に第3条に規定する助成をし
たときは、その全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 第3条に規定する助成を研究活動以外に使用したとき。
- (2) 正当な理由なく研究活動に着手しなかったとき、又は研究活動を中止し
たとき。
- (3) 正当な理由がなく自主研究修了報告書を提出しなかったとき。
- (4) その他市長が助成の必要がないと判断したとき。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓の施行前に合併前の津市職員自主研究活動助成要綱（昭和59年津
市訓第7号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこ
の訓の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成20年4月25日訓第35号）

この訓は、平成20年4月25日から施行する。

附 則（平成29年3月23日訓第20号）

この訓は、平成29年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

自主研究助成申請書

年 月 日

（宛先）津市長

グループ名称
代表者所属 部 課
代表者氏名 ⑩

年度において、津市職員自主研究活動助成要綱第3条に規定された助成を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 研究活動テーマ

2 グループ構成員

所 属	職 名	氏 名	所 属	職 名	氏 名

3 自主研究活動計画書

活動実施予定日	時 間	場 所	内 容

注 年度内において研究活動テーマ又は構成員に変更があるときは、代表者は、速やかに総務部人事課研修担当に連絡すること。

第2号様式（第5条関係）

自主研究助成通知書

（記号番号）
年 月 日

グループ名称
代 表 者 様

津市長（氏 名） 印

年 月 日付けで申請のあった貴グループに対し、次のとおり
助成します。

助成の内容

第3号様式（第7条関係）

自主研究修了報告書

年 月 日

（宛先）津市長

グループ名称
代表者所属 部 課
代表者氏名 ⑩

年度において実施した研究活動結果を次のとおり報告します。

1 研究活動結果

2 収支決算

収入の部			支出の部		
項目及び内容	金額	市費充当額	項目及び内容	金額	市費充当額
	円	円		円	円
合計			合計		

注 領収書を添付すること。